

議案第59号

米原市役所位置設定条例の一部を改正する条例について

米原市役所位置設定条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市庁舎等整備基本構想に基づき、統合庁舎の整備を行い、各地域の特長を生かした未来へつなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、この案を提案するものである。

## 米原市役所位置設定条例の一部を改正する条例

米原市役所位置設定条例（平成 17 年米原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しおよび条名を削り、同条中「米原市下多良三丁目 3 番地」を「米原市米原 1016 番地」に改める。

第 2 条を削る。

### 付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

米原市役所位置設定条例新旧対照表

| 改正後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>米原市役所位置設定条例</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定による米原市役所の位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>米原市米原 1016 番地</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p> | <p>米原市役所位置設定条例</p> <p><u>(事務所の位置)</u></p> <p><u>第 1 条</u> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定による米原市役所の位置は、次のとおりとする。</p> <p>米原市下多良三丁目 3 番地</p> <p><u>(庁舎の位置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> 米原市役所の庁舎は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 米原市役所米原庁舎 米原市下多良三丁目 3 番地</u></p> <p><u>(2) 米原市役所山東庁舎 米原市長岡 1206 番地</u></p> <p><u>(3) 米原市役所伊吹庁舎 米原市春照 490 番地 1</u></p> <p><u>(4) 米原市役所近江庁舎 米原市顔戸 488 番地 3</u></p> |